

書式 33-1：役務契約約款

役務契約約款

(総 則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この役務契約約款（以下「約款」という。）及び別冊の仕様書等（仕様書及びこれらを補足する書類をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（注文書、約款及び仕様書等を内容とする業務の契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、注文書に定める履行期間を通して、注文書記載の業務（以下「業務」という。）を実施するものとし、発注者は、受注者の業務完了後、注文書記載の契約金額を支払うものとする。
- 3 発注者は、業務の適正かつ円滑な実施のため、業務に関する指示を受注者に対して行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(著作権の譲渡等) 【成果品がある業務に適用】

- 第2条 業務の目的物たる成果品がある場合においては、当該成果品の著作権の譲渡等については本条において定めるところによる。
- 2 受注者は、成果品が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
- 3 発注者は、成果品が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- 4 発注者は、成果品が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 5 受注者は、成果品が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果品が著作物に該当しない場合には、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 6 受注者は、成果品（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果品を使用又は複製し、また、前条第4項の規定にかかわらず当該成果品の内容を公表することができる。
- 7 発注者は、受注者が成果品の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾し

た場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(再委任等の禁止)

第3条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が仕様書等において指定した部分を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請負わせようとするときは、この限りでない。

4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の報告を請求することができる。

(履行状況の調査等)

第4条 発注者は、業務の履行状況を調べるため必要があると認めるときは、受注者の報告を求め又は調査し、若しくは検査を行うことができる。

2 発注者は、前項の報告又は調査若しくは検査の結果、履行状況が適正でないと認めるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

3 受注者は、前項の規定により発注者から指示を受けたときは、その指示に基づき、速やかに必要な措置をとるとともに、その措置の内容を発注者に報告しなければならない。

4 前項の措置に必要な費用については、受注者が負担するものとする。

(貸与品等)

第5条 発注者は、受注者が業務を実施するために必要な不動産及び物品等（以下「貸与品等」という。）のうち、仕様書等にその品名、数量、その他必要な事項を定めるものについて、受注者に無償で貸与又は支給するものとする。

2 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 受注者は、業務の完了、仕様書等の変更等によって不要となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

(契約の変更及び解除)

第6条 発注者は、必要があるときは、契約の変更又は解除をすることができる。ただし、契約の変更又は解除により受注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 受注者は、やむを得ない理由があるときは、契約の変更又は解除を請求することができる。ただし、契約の変更又は解除により発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 発注者及び受注者は、前2項の契約の解除が相手方の責によるもの場合には、相手方に損害の賠償を請求することができる。
- 4 受注者は、契約が解除されたときは、第10条の規定により既に受注者が支払いを受けている代金を差し引いて精算を行うものとする。なお、契約金額は、仕様書等に定めるところによる日割額を基礎として精算するものとする。
- 5 契約の変更又は解除に伴い、発注者が損害の賠償金を受領する場合には、発注者が受注者に支払うべき代金と相殺することができる。

(第三者に及ぼした損害)

第7条 業務の実施につき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(検査及び引渡し)

第8条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日の翌日から14日以内に業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。
- 3 受注者は、業務の目的物たる成果品がある場合において、前項の検査によって業務の完了が確認された場合、確認された日をもって発注者に当該成果品を引渡すこととする。
- 4 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補等の必要な措置を行い、発注者の検査を受けなければならない。この場合において、措置の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

(代金の支払い)

第9条 受注者は、前条第2項(同条第4項後段の規定により準用する場合を含む。)の検査に合格したときは、代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日の翌日から30日以内に代金を支払わなければならない。

(部分払)

第10条 受注者は、業務の完了前に、実施した業務に相応する代金について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ当該請求に係る実施業務の検査を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日の翌日から14日以内に、検査を行い、その後、遅滞なく当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定による通知があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日の翌日から20日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 5 部分払金の額は、契約金額を履行期間の月数（1月に満たない日数がある場合は、15日以上あるときを1月とみなす。以下同じ。）で除して得た額（円未満の端数は最終月で調整）を基本とし、業務を実施した月数を乗じた額とする。
- 6 前項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払いを請求する場合には、業務を実施した月数を乗じた額から、既に支払った部分払金を控除した額とする。
- 7 部分払の請求は、毎月1回を限度に行うことができる。ただし、最終月については、前2条の手続により行うものとする。

(契約不適合責任)

第11条 発注者は、引き渡された業務の目的物たる成果品又は履行完了した業務の内容が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果品の修補、代替物の引渡し、再履行等による履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができる。ただし、履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 発注者は、引き渡された成果品又は履行完了が確認された業務の内容に関し、第8条第3項の規定による引渡しを受けた日の翌日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした請求等をすることができない。
- 3 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知の翌日から1年が経過する日までに前項に規定する方法による

請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 5 発注者は、第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、成果品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第2項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

(遅延損害金)

第12条 発注者は、受注者が履行期間内に業務を完了することができないときは、遅延損害金を請求することができる。この場合の請求額は、契約金額から部分引渡しを受けた部分に相応する代金を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

(遅延利息)

第13条 発注者及び受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を相手方の指定する期間内に支払わないときは、その支払わない額に相手方の指定する期限の日の翌日から当該金額の支払いの日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額を請求することができる。

(紛争の解決)

- 第14条 この契約に関して発注者と受注者との間に紛争が生じた場合には、発注者及び受注者は、協議のうえ調停人を選定し、当該調停人の斡旋又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者及び受注者が協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者及び受注者が折半し、その他のものは発注者及び受注者それぞれが負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者受注者間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

(補則)

第 15 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とは協議して定める。